第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第九条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第八号中「第一条の二第七号」を「第一条の二第二項第七号」に、「核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第四号」を「核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第四号」に改める。

第二十七条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「別表第一の六十七及び六十九の項」を「別表第一の八十五及び八十七の項」に改める。

別記様式第八表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第五十三条第二項中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第六十七条第一項の表第一号ハ及び第二号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第三号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同号チ(2)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表第五号イ及び第九号イ中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第十一号を削り、同表第十二号を同表第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　法第四十三条の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間